

弁護士保険 事業者のミカタ

当社は、法律で定められた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と「手続実施基本契約」を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には解決の申し立てを行うことができます。

[当社加入協会]

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

TEL 0120-82-1144 FAX 03-3297-0755

[受付時間] 平日 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00 (年末年始休業期間を除く)

事業者のミカタの資料請求・お問い合わせはこちらまで

ミカタ少額短期保険「総合カスタマーセンター」へご連絡ください。

0120-741-066 (無料)

[受付時間] 平日 10:00 ~ 17:00 (年末年始休業期間を除く)

ご検討・お申込みに際しては、重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」)および「普通保険約款」を必ずご確認ください。

■引受保険会社

ミカタ少額短期保険株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第79号

本社 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 3-3-13

TEL 総合カスタマーセンター

0120-741-066

受付時間 平日 10:00 ~ 17:00 (年末年始休業期間を除く)

WEBサイト <https://mikata-ins.co.jp/>

■募集代理店

M2025 営推 01402 D017

☑ 中小企業の皆様へ

弁護士保険
「事業者のミカタ」で
大切な事業を
守りませんか？



弁護士への相談を気軽に、もっと身近に、

弁護士保険

事業者のミカタ

ミカタ少額短期保険株式会社

中小企業の 皆様へ

事業活動には様々な法的リスクが潜んでいます。
法的トラブルへの対応が遅れると、事態が深刻化
そんなトラブルに対し、

法人向け弁護士保険「事業者の
依頼を気軽にできる環境をご

し損害の拡大、また企業の信頼を失墜させてしまうこともあります。

ミカタ」は、トラブル時の弁護士への相談、
提供します。

事業活動におけるトラブル

契約トラブル

- 契約内容の認識違い
- 債務不履行
- 口頭契約によるトラブル
- 契約内容の一方的な変更
- 守秘義務違反



債権回収トラブル

- 支払い遅延
- 商品やサービスの不満等による支払拒否
- 業務委託費などの未払い
- 品質不良によるトラブル
- 一方的なキャンセルによる損失



従業員とのトラブル

- 退職後の不当な賃金請求
- ハラスメント行為
- 横領などの不正行為
- 機密情報の漏洩
- SNS等への事業に係る不適切な内容の投稿



顧客トラブル

- 悪質なクレーム
- 理不尽な要求
- 過剰な連絡や対応要求
- 作品の無断2次利用



不動産・テナントトラブル

- 不動産売買トラブル
- 家賃滞納
- 物件の修繕トラブル
- 契約解除や更新に関するトラブル
- 賃貸契約違反



近隣トラブル

- 飲食店等に対する異臭クレーム
- 店舗等に対する騒音クレーム
- 駐車場トラブル



インターネットトラブル

- 事実に基づかない悪意のある書込み
- 従業員などによる情報の流出
- セキュリティ関連のトラブルによる損害
- コンテンツの盗用



知的財産権トラブル

- 著作権侵害
- 商標権侵害
- 特許権侵害



そもそも弁護士保険とは…

事業活動の中で発生した法的トラブルにおいて、
弁護士を利用したときにかかる
「弁護士費用」を補償する保険です。

月々の保険料を支払うことにより、
法的なトラブルが発生した場合、
弁護士費用を保険金として受け取ることができます。

つまり、法的トラブルに対し、
月々の「小さな負担」で、弁護士費用の補償という
「大きな安心」を手に入れる仕組みとなります。

小さな
負担

×

大きな
安心





弁護士保険

事業者のミカタ

相談できる弁護士がない、弁護士費用が高額で泣き寝入りするしかない、
そんなリスクに備えませんか。



▶ 詳しい補償内容は 03 ページをご覧ください。

補償内容は、事業者さまのご要望に合わせて、お選びいただけます。

補償内容・保険料体系

プラン		ライト	スタンダード	プレミアム
合計	通算限度額	500万円	1,000万円	2,000万円
法律相談料 保険金	年間限度額	10万円	20万円	30万円
	1事案限度額	2.2万円	4.4万円	12万円
弁護士費用 保険金	年間限度額		200万円	400万円
	1事案限度額		100万円	200万円
	支払保険金 と される割合	着 手 金 手 数 料	90%	90%
		報酬金・ 日当・ 実費等	—	45%
保険料	月 払	7,000円	9,870円	19,940円
	一括払	76,390円	107,620円	217,490円

顧問弁護士がいる、もしくは相談料は保険金の支払対象としない場合は、もっとお得に!

法律相談料保険金不担保特約

プラン		ライト	スタンダード	プレミアム
保険料	月 払	5,160円	6,180円	9,880円
	一括払	56,280円	67,410円	107,810円

法律相談料保険金を必要としない事業者さま向けに、法律相談料保険金不担保特約をご用意しています。
このような法人さまにおススメです。

- 顧問弁護士がいる
- 法律相談料は自己負担で問題ない

法律相談料を不担保（補償対象外）とすることにより保険料が割安になります。

※法律相談料保険金不担保特約を付加されたお客さまは、当社の弁護士紹介サービスがご利用いただけませんのでご注意ください。

▶その他、付帯サービスを無料でご利用いただけます。06 ページをご覧ください。

- プレミアム
- スタンダード
- ライト



法律相談料を補償

【例】法律相談料の一般的な料金、1時間1.1万円（税込）とした場合

ライト

弁護士に相談できる環境を整えておきたい方へ

1事案2時間までの相談料を補償

スタンダード

複数の弁護士の意見を聞いてみたい！時間の余裕をもって相談したい方へ

1事案4時間までの相談料を補償

プレミアム

より多くの弁護士から意見をしっかりと聞きたい！トラブルが複数重なった場合にも備えておきたい方へ

1事案約11時間の相談料を補償

※法律相談料保険金不担保特約を付加されたお客様は、法律相談料保険金はお支払い対象外となります。

示談交渉や訴訟対応時の弁護士費用を補償

【例】取引先に自社商品を契約通りに納品したが、相手の会社が支払期日を過ぎても代金2,000万円の支払いをしてくれない。 着手金 1,090,000円

ライト

保険料を少しでも抑えたい方へ

着手金90%
98万1千円

弁護士費用保険金
50万円を補償

ライトプランは、1事案の上限金額が50万円のため、98万1千円（着手金の90%）のうち50万円を保険金としてお支払い致します。

スタンダード

弁護士費用が高額な案件にも備えるために上限金額を高くしておきたい方へ

着手金90%
98万1千円

弁護士費用保険金
98万1千円を補償

プレミアム

弁護士にかかる費用全般に備えておきたい方へ

着手金90%
98万1千円

弁護士費用保険金
98万1千円を補償
+
報酬金等の45%を補償

※上記の弁護士費用保険金は、当社の基準弁護士費用を用いて算出しています。
※保険金の支払額については個々の事例により異なり、必ずしも上記支払額を補償するものではありません。

弁護士費用は保険に任せてトラブル解決へ



保険金のお支払い例

1 テナントが賃料を支払わない



内容証明を送付

賃料の支払いが滞っているテナントへ、不動産オーナーが支払いの催告を行うため弁護士に依頼。
(請求の証拠とするため、内容証明を利用)

費 目	弁護士費用	保険金支払額	お客様ご負担額
法律相談料	20,000 円	20,000 円	0 円
着 手 金	50,000 円	45,000 円	5,000 円
総 額	70,000 円	65,000 円	5,000 円

保険金支払額

65,000 円

スタンダードプランの場合

2 取引先が代金を支払わない



示談交渉をする

会社間の取引において、こちらが契約通り履行したにもかかわらず、相手の会社が些細な点に難癖をつけてきて代金1,500万円の支払いを拒否している。

費 目	弁護士費用	保険金支払額	お客様ご負担額
法律相談料	20,000 円	20,000 円	0 円
着 手 金	560,000 円	504,000 円	56,000 円
総 額	580,000 円	524,000 円	56,000 円

保険金支払額

524,000 円

スタンダードプランの場合

3 従業員から訴えられた



民事訴訟を起こされる

従業員から「上司からパワハラを受けた」ということで、会社に対し慰謝料300万円の損害賠償請求訴訟を提起された。

費 目	弁護士費用	保険金支払額	お客様ご負担額
法律相談料	20,000 円	20,000 円	0 円
着 手 金	240,000 円	216,000 円	24,000 円
総 額	260,000 円	236,000 円	24,000 円

保険金支払額

236,000 円

スタンダードプランの場合

上記、保険金お支払い例の弁護士費用は、当社の基準弁護士費用を用いて算出しています。
保険金の支払額については個々の事例により異なり、必ずしも上記支払額を補償するものではありません。

充実の付帯サービスでトラブル予防

+α



弁護士直通ダイヤル

事案が法律問題にあたるかどうか、迷ったときに電話一本で弁護士のアドバイスを受けられるサービスです。当社と日本弁護士連合会が協定を締結し実現した、電話相談1回15分を限度にした無料※のサービスです。ちょっとした疑問をすぐに聞けるので、法的トラブルの回避に役立ちます。

弁護士直通

相談無料

1回15分まで

年間20回まで

※通話料は被保険者さまのご負担となります。

税務相談サービス

相続税・譲渡所得・贈与税・確定申告など税金に関するさまざまな相談が可能です。税務に関するお悩みを専門家に電話またはメール※で相談ができます。

相談無料

電話相談の場合1回1時間まで

メール対応可能

年間12回まで

※メールによる相談は、同一案件に対し原則初回のみの回答となります。

弁護士紹介サービス

弁護士保険「事業者のミカタ」の法律相談料保険金お支払い対象となるお客さまが弁護士紹介を希望される場合に、日本弁護士連合会を通じて、各地域の弁護士を無料で紹介※するサービスです。1案件につき2回までご紹介が可能です。

紹介無料

全国対応

※弁護士の専門分野に関して細かな要望にはお応えできません。

リーガルカードとステッカー

リーガルカードは通常のカードサイズのため、財布などに入れて携帯できます。カードの裏面には、弁護士直通ダイヤル・保険金請求窓口等の電話番号が記載されていますので、スムーズにご連絡いただけます。また、ステッカーは、トラブルの抑止効果が期待できます。



事業者のミカタ 7つの安心



1つの安心
1

低コストな保険料

1日

155円～※1

ご加入いただきやすい保険料です。

※1 ライトプラン・特約付加の場合
一括払い保険料56,280円を365日で割って算出

1つの安心
2

被害事故・加害事故のどちらにも対応

相手方へ請求する場合はもちろんのこと、請求された場合も補償対象となります。

1つの安心
3

保険金の支払回数制限なし

1事案、年間、通算など、全ての限度額の範囲内であれば、何度でもご利用いただけます。

1つの安心
4

利用実績に応じた保険料の増額なし

プランを変更しない限り、保険料が変更になることはありません。
安心してご利用いただけます。

1つの安心
5

弁護士費用に対して免責金額なし

免責金額がないため、弁護士費用の自己負担額が更に軽減できます。

1つの安心
6

全国すべての弁護士を紹介可能

法律相談料保険金お支払い対象となる事案についてのみ、全国各地の弁護士を紹介できます。
同一の案件については、2名まで紹介が可能です。

1つの安心
7

日本弁護士連合会との協定による安心感

日本弁護士連合会とは、日本国内の弁護士を統括し、
弁護士業務に関連するさまざまな活動を行う組織です。

事業者のミカタ 補償概要



補償概要 ① 保険金をお支払いする主な場合

◎被保険者が責任開始日以降に発生した原因事実について原因事故に直面し、
弁護士費用を負担することによって損害を被ったとき、当社は保険金※をお支払いします。

※当社の保険金支払基準に基づいて算出した金額を上限とします。

補償の対象となる方

中小企業

中小企業基本法第二条に規定する法人

支払対象となる トラブル

事業活動に関するトラブル

例) 債権・売掛金回収、契約トラブル、損害賠償請求、ネット被害、
賃貸物件トラブル、不動産売買トラブル、不当なクレーム、製品の
返品・返金トラブル、雇用・労務トラブル、情報漏洩トラブルなど

● 保険金請求の流れ

STEP1

事前のご連絡

被保険者さま

【保険ご利用相談ダイヤル】

 **0120-783-308**

●当社ホームページ
「お客さまマイページ」「チャットボット」から保
険金請求ができます。
<https://mikata-ins.co.jp/>

当社

●当社は保険金のお支払いの可否を判断する
ために必要な事項をお伺いし、結果をご連
絡します。
●事前のご連絡がない場合、保険金はお支払
いできません。

STEP2

弁護士を決定

被保険者さまご自身で探す場合

●決定した弁護士情報を当社へご連絡くださ
い。
●当社より弁護士へ、今後のお手続きにつ
いてご連絡します。

弁護士紹介サービスを利用する場合

●被保険者さまのご希望の地域の弁護士会に
て決定した弁護士をご紹介します。
●ご紹介する弁護士が決定した後に、当社よ
り被保険者さまと弁護士へ今後のお手続き
についてご連絡します。

STEP3

保険金のお支払い

●保険金のお支払先を指定してください。

●被保険者さまの指示に従い、保険金は被保
険者さま、または弁護士へお支払いします。

保険金をご請求される場合は、弁護士等へご相談、委任契約をされる前に必ず当社にご連絡ください。
事前連絡のない法律相談、委任契約については、保険金のお支払い対象とはなりません。

補償概要 ② 保険金のお支払いができない主な場合

- 保険加入前に原因が発生している原因事故（法的トラブルの原因となる事実）
- 被保険者（法人）が直面していない法的トラブル
- 法的請求の根拠となる事実が生じていない場合
- 待機期間中に原因事故が発生した場合

● 待機期間中に原因事故が発生した場合



待機期間内にトラブルが発生しているため、保険金はお支払いできません。

法律相談料保険金・弁護士費用等保険金ともにお支払いできない主な場合

- | | |
|---|--|
| ① 契約上の地位の移転、債権譲渡、債務引受、その他の事由により権利義務の移転があった結果、移転前に生じた原因事故に関し、被保険者が事件の当事者となった場合 | 妥当であると考えられる問題
ウ. 自律的な法規範を有する社会または団体の裁量の範囲に属する事項に関するもの |
| ② 被保険者が相手に請求する額または相手から請求される額が5万円相当未満のもの | エ. 宗教上、政治上、思想上、学術上および技術上の論争または解釈に関するもの |
| ③ 社会通念上、法的解決になじまないと考えられる問題であって、次のいずれかに該当するもの
ア. 社会生活上の受忍限度を超えるとはいえない問題
イ. 一般に道徳・道義・倫理、その他の社会規範に基づく解決が | ④ 憲法、条約、法律、命令、規則および技術の論争または解釈に関するもの
⑤ 自動車交通事故に関する事件 |

弁護士費用等保険金をお支払いできない主な場合（法律相談料保険金はお支払いできます）

- | | |
|---|--|
| ① 同一の者を相手方として、過去に保険を利用した原因事故から3年以内に、異なる原因事故が生じた場合 | ⑥ 次に掲げる投機的取引に関する法律事件
ア. 事業資金の出資、有価証券投資に関する法律事件
イ. 取引によって取得もしくは譲渡した不動産・動産・有価証券またはその他権利の財産的価値が、経済状況・社会情勢の変化等に伴って変動したことにより、当該取引の相手方との間で発生した事件 |
| ② 管轄裁判所が日本の裁判所以外であり、かつ、日本の国内法が適用されない場合 | ウ. 預託等取引契約に関する法律事件 |
| ③ 国、地方公共団体、行政庁、その他行政機関を相手方とする法律事件
※ 国家賠償請求事件、税務に関するもの、ハラスメント行為に起因するものは除く | ⑦ 民事非訟事件 |
| ④ 破産、民事再生、特定調停、任意整理に関する法律事件 | ⑧ 公示催告事件 |
| ⑤ 利息制限法で定める利率を超えた金銭消費貸借契約に関する法律事件 | ⑨ 刑事事件 |

その他お支払いできない場合については、重要事項説明書をご確認ください。

ご検討・お申し込みの際は、重要事項説明書（「契約概要」・「注意喚起情報」）および「普通保険約款」を必ずご確認ください。

よくあるご質問

Q1. いつ起きたトラブルでも保険金は支払われますか？

- A 原因事実（法的トラブルの原因となる事実）が、責任開始日より前に発生した場合は、保険金のお支払対象とはなりません。したがって、弁護士等に法律相談や委任した日が責任開始日後であったとしても、原因事実が責任開始日より前に発生している場合は、保険金のお支払対象とはなりません。

Q2. 個人事業主でも加入できますか？

- A 事業者のミカタは、法人のみご加入いただけます。個人事業主様専用商品として弁護士保険「個人事業のミカタ」をご用意しておりますので、そちらをご確認ください。

Q3. 任意団体（自治会等）でも加入することはできますか？

- A 中小企業基本法上の「会社」に該当しない為、ご加入いただくことはできません。また、宗教法人、NPO法人も中小企業の定義に該当しません。

Q4. 法人の代表者個人がトラブルの当事者となりました。事業者のミカタで対応できますか？

- A 保険金のお支払対象外となります。事業者のミカタは、被保険者が法人となるため、法人が直面したトラブルのみ補償の対象となります。代表者様の日常生活上のトラブルに関しては、個人向けの「弁護士保険ミカタ」で補償できます。

Q5. 弁護士に相談したい場合はどうしたらいいですか？

- A 保険を利用して法律相談をご希望の場合、まずは当社の「保険ご利用相談ダイヤル（0120-783-308）」にご連絡ください。お客さまのご相談内容をお伺いし、保険金のお支払いの対象となるかどうかを確認させていただきます。なお、事前連絡のない法律相談・委任契約については、保険金のお支払い対象とはなりませんのでご注意ください。

Q6. 「弁護士紹介サービス」で紹介される弁護士は、保険会社に登録されている弁護士の中から紹介されますか？

- A 当社に登録の弁護士はいないため、日本弁護士連合会を通じて、各地域の弁護士をご紹介します。同一の事案については、2名までご紹介が可能です。なお、被保険者さまご自身でお探しいただいた弁護士にご依頼いただいた場合でも、保険の適用が可能です。（事案が保険金支払対象となった場合）

Q7. 保険期間中にプラン変更は可能ですか？

- A 更新時のみ変更可能となります。
更新月の2ヶ月前に更新案内を送付いたしますので、その際にお手続きをお願い致します。